

地域計画の変更内容に応じた地域協議の実施手法、協議省略などの目安

地域計画の内容を変更する場合は、地域の農業者等の皆さんによる協議（座談会等）を行い、変更内容についてあらかじめ地域の合意形成を図る必要があります。（農業経営基盤強化促進法（以下、単に「法」といいます。）第18条第1項）

協議の開催方法、時期、参集対象者、開催主体等については、変更の内容に応じて、市と申出者との間で調整する場合があります。また、地域農業への影響が限定的な変更内容等の場合では、協議を省略します。

変更申出をする前に農政課へ相談してください。

【地域協議の実施手法、協議省略などの目安】

	変更内容の概要（事例）	協議の開催 ／省略の別	開催方法等	協議の時期 （事後の計画変更の可否）	備考
①	目標年度の更新 例） 地域農業のあり方の協議 例） 農地の利活用の方角性の協議	協議が必要	方法 ^{※1-1} ：原則として対面 対象 ^{※1-1} ：地域の農業関係者等 主催：市	おおむね5年ごと ^{※1-2}	
②	地域農業の将来のあり方の見直し 例） 大規模農業法人の新規参入 例） 輸出作物の導入、有機農業の導入 例） ほ場整備に向けての土地利用調整 例） 地域の農地の大規模開発	協議が必要	方法：原則として対面 対象：地域の農業関係者等 主催：市、事業実施者、地元 組織等 ^{※2}	随時 （計画変更前に協議 が必要）	

※1-1 開催方法等については、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員、農協等の関係機関等の意見等を踏まえながら、地区ごとの状況に応じた内容にて協議を行います。

※1-2 農業経営基盤強化基本構想（法第6条）の更新時期に実施することを想定しています。

※2 事業実施者が行う事業説明会や、地元のほ場整備推進委員会の会議などをもって地域の協議開催に代えることも可能です。

	変更内容の概要（事例）	協議の開催 ／省略の別	開催方法等	協議の時期 （事後の計画変更の可否）	備考
③	地域農地利用の将来像の更新 例）担い手等による将来の耕作農地の追加 例）営農組合へのまとまった農地の農作業委託の取組 例）認定農業者の耕作地の計画的な団地化	協議が必要	方法：対面、書面など 対象：地域の農業関係者等 主催：市、変更申出者、関係団体、地元組織等※ ³	随時 （計画変更前に協議が必要。既に変更した農地が含まれていても可。）	
④	農振除外等※⁴⁻¹、農地転用※⁴⁻² （地域農業への影響が大きいもの※⁴⁻³） 例）大規模な農地以外の土地利活用 例）大規模な農業施設の建設	協議が必要	方法：原則として対面 対象：地域の農業関係者等 主催：市又は事業実施者等※ ⁴⁻⁴	随時 （計画変更前に協議が必要※ ⁴⁻⁵ ）	

※3 対面開催の場合、事業実施者が行う事業説明会や、地元のほ場整備推進委員会の会議などをもって地域の協議開催に代えることも可能です。

※4-1 「農振除外」とは、「農業振興地域の整備に関する法律」の規定による「農用地区域」からの除外をいいます。
 「農振除外等」には、農振除外のほか、用途区分の変更（例：田を農業施設の敷地にする）を含む場合があります。以下同じ。

※4-2 「農地転用」とは、「農地法」の規定による「農地転用」をいいます。以下同じ。

※4-3 「地域農業への影響が大きいもの」として、次のとおり例示します。

例）対象農地とその周辺農地に関する耕作者・所有者が多数の場合（おおむね10人以上を目安とします）。

例）対象農地が大規模な場合（おおむね1ha以上を目安とします）。

例）上記の例のほか、関係者の人数や面積の大小にかかわらず、地域農業等に影響を及ぼすおそれがある変更内容の場合（地域をあげて行っている有機栽培に悪影響をおよぼす土地利活用、周辺に不快な臭いを充満させるおそれがある土地利活用等）

※4-4 農振除外等・農地転用をするかたが行う事業説明会や、地元の会合などをもって地域の協議開催に代えることも可能です。

※4-5 地域計画の変更手続きは、事前に行う必要があります。（農振除外等の手続の場合は、日光市と栃木県との事前協議（栃木県からの同意見込み回答）の前までに。農地転用のみの場合は、農地転用の許可の前までに。）

また、地域計画の変更手続きを進めるに当たっては、農振除外等・農地転用の許可要件を満たす見込みがあることを前提とします。このため、手続きの過程で対象農地の耕作者や所有者等の同意を得られていること等を確認することがあります。

	変更内容の概要（事例）	協議の開催 ／省略の別	開催方法等	協議の時期 （事後の計画変更の可否）	備考
⑤	農振除外等、農地転用 （地域農業への影響が限定的なもの） 例） 分家住宅建設のための農地転用 例） 畑を農業用倉庫用の敷地として用途変更	協議は省略 が可能	方法：対面、書面など 対象：関係者、その他 主催：変更申出者 （協議を行う場合）	随時（協議を行う場合） （事前に計画変更する 必要あり※ ⁵ ）	
⑥	農振除外等、農地転用 （公共用施設の設置によるもの） 例） 公路の敷設 例） 電波塔の設置	協議は省略 が可能	方法：対面、書面など 対象：関係者、その他 主催：変更申出者※ ⁶ （協議を行う場合）	随時（協議を行う場合） （計画変更は、農振適用 除外届出等の後で可）	地域計画の変更は、直 近の定期更新（⑨）に 併せて行う。
⑦	農地転用のうち一時転用	協議は不要		（地域計画の変更自 体が不要）	農地に復元することが 前提であるため
⑧	一時転用のうち営農型太陽光発電 の実施を目的とするもの	協議が必要※ ⁸⁻¹	方法：原則として対面 対象：地域の農業関係者等 主催：変更申出者※ ⁸⁻²	随時 （地域計画の変更自 体は不要）	

※5 地域計画の変更手続きは、事前に行う必要があります。（農振除外等の手続の場合は、日光市と栃木県との事前協議（栃木県からの同意見込み回答）の前までに。農地転用のみの場合は、農地転用の許可の前までに。）

また、地域計画の変更手続きを進めるに当たっては、農振除外等・農地転用の許可要件を満たす見込みがあることを前提とします。このため、手続きの過程で対象農地の耕作者や所有者等の同意を得られていること等を確認することがあります。

なお、申出対象農地が、目標地図上の「将来の耕作者は今後検討していく農地」（目標地図上に特定の耕作者の色付けがされていない農地）である場合、地図作成システムの不備等により対象農地の筆界等の表記が不明瞭である農地である場合は、下記の「⑨ 定期的な更新」に準じた取扱いとします。

※6 協議を行う場合、申出者（事業実施者）が行う事業説明会などをもって地域の協議開催に代えることも可能です。

※8-1 地域計画の変更は不要ですが、協議は必要となります。（「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」）

※8-2 申出者（事業実施者）が行う事業説明会などをもって地域の協議開催に代えることも可能です。

	変更内容の概要（事例）	協議の開催 ／省略の別	開催方法等	協議の時期	備考
				（事後の計画変更の可否）	
⑨	定期的な更新 例） 認定農業者等の認定状況の更新 例） 農地バンク利用者の借用農地の更新 例） 軽微な変更内容 ^{※9-1} 例） 誤表記の訂正 ^{※9-2}	協議は省略		年に 1 回程度 ^{※9-3} （認定農業者の認定、 農地バンク契約等 の後に計画変更可）	

※9-1 「軽微な変更」とは、地番変更、団体の法人化、相続等の実質的な変更を伴わない内容変更をいいます（法施行規則第 19 条）。

地域計画の変更内容が「軽微な変更」のみの場合は、関係機関への意見聴取や変更案の公告・縦覧の手続きも省略します。

※9-2 「誤表記」には、文章の誤字脱字、数値の誤りなどのほか、目標地図上の農地の字界・将来の耕作者の表示の誤り（地図の作成システム上の不備等によるもの等）を含みます。

※9-3 国の補助制度を活用する場合、**補助要件によっては、事前に地域計画を変更**し、補助対象者を「地域内の農業を担う者一覧」に位置付けたり、補助対象農地を「目標地図（担う者による将来の耕作農地）」に位置付けたりする必要があります。

この場合、定期的な更新時期とは別に、日光市に変更申出をして、事前に計画変更手続きを行ってください。

（全般的な注意事項等）

※日光市における地域協議の運用方法や考え方について、国や県からの助言指導、是正等で、これらの運用方法を変更する場合があります。

※協議の省略についての記載事項は、令和 6 年に開催した各地区の「地域計画の作成に向けた話し合い（座談会）」で取り決めた内容を整理し、作成したものです。（全地区とも同様の運用で行うこととされました。）